

令和6年度

第5回いわての森林づくり県民税事業評価委員会

日 時：令和7年2月14日（金）13：30～16：00

場 所：岩手県庁 12階特別会議室

令和6年度第5回いわての森林づくり県民税事業評価委員会会議録

1 開 会

(林業振興課：高芝技術主幹兼振興担当課長)

それでは、ただいまから令和6年度第5回いわての森林づくり県民税事業評価委員会を開催いたします。

私は、進行を務めます林業振興課の高芝でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様には、御多用のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、阿部委員、三浦委員、村田委員が所用のため御欠席でございますが、開会時点において委員10名中7名の方に御出席いただいております、岩手県附属機関条例第6条第2項の規定により、この会議が成立していることを報告いたします。

ここで、今回から御出席いただきます新任の川田昌代委員から御挨拶を頂戴できればと思うのですが、よろしくお願いいたします。

(川田昌代委員)

皆さん、こんにちは。今回初めてこの会議に出席させていただきます川田昌代と申します。環境アドバイザーということで、普段は森林学習などに携わっておりますが、森林については素人ですので、いろいろと教えていただいて、皆さんと勉強していきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(林業振興課：高芝技術主幹兼振興担当課長)

ありがとうございました。

なお、本日は出席者名簿のとおり事務局の職員が出席しておりますが、時間の都合上、紹介を割愛いたします。

2 議 題

(1) 県民参加の森林づくり促進事業における企画募集要領の見直しについて

(林業振興課：高芝技術主幹兼振興担当課長)

それでは、会議を進めさせていただきます。ここから座って説明いたします。

今回の議題は、次第のとおり、(1) 県民参加の森林づくり促進事業における企画募集要領の見直しについて、(2) 令和7年度いわての森林づくり県民税の取組概要について、(3) 「いわての森林づくり県民税」の今後の基本的方向について、(4) その他の4項目を予定しております。このうち議題(2)、(3)につきましては非公開の予定としております。

議事の進行につきましては、岩手県附属機関条例に基づきまして、國崎委員長をお願いいたします。委員長、よろしくをお願いいたします。

(國崎貴嗣委員長)

それでは、先程御説明のあった本日の議題のうち、議題の(2)と(3)について非公開にするということについての理由、事情について御説明いただければと思います。

(林業振興課：高芝技術主幹兼振興担当課長)

本日の議事である(2) 令和7年度いわての森林づくり県民税の取組概要については、県議会での議決前の次年度予算に係る内容であるもの、(3) 「いわての森林づくり県民税」の今後の基本的方向については、公表前の県民税事業の方向性などについて意見をお伺いするものでありまして、情報公開条例第7条第1項第5号に該当する内部検討の段階での情報として非公開とすることが妥当であると考えております。

(國崎貴嗣委員長)

ありがとうございました。

ということで、今御説明いただいたように、本日の議題の2と3については非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「異議なし」の声

(國崎貴嗣委員長)

ありがとうございます。それでは、そのようなことを踏まえて、1つ1つ進めていきたいと思っております。

最初は、議題の(1)「県民参加の森林づくり促進事業における企画募集要項の見直しについて」ということで、これまでいろんな委員各位から御意見をいただいているものとか、そういったものを含めて、見直しをかけたいということでございますので、事務局より説明をよろしく申し上げます。

(林業振興課：木村主事) 【資料No. 1に基づき説明】

(國崎貴嗣委員長)

ありがとうございました。

企画募集要項の見直しということで3点あると。1つは、市町村等が行う森林整備等による野生動物の出没抑制を目的とした緩衝帯整備を追加するということです。2つ目が、従来森林公園等の公共的施設における県産材利用促進活動ということで挙げていた項目を、実績がない、あるいはその他の森林環境譲与税といったものがあるということで、こちらは削除するということです。それから3つ目に、事務局の経費の条件を見直すという形で、基本的には拡充というような仕組みを導入していくという見直しの内容になってございます。

いずれのところからでも結構ですので、御意見、御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

齋藤委員、よろしく申し上げます。

(齋藤健吾委員)

緩衝帯整備の追加についてですけれども、こちらは秋田県の事例を参考にしてというお話だったのですが、実際にどのような団体がどのような活動をされているかというものを教えていただくことはできますか。

(林業振興課：木村主事)

秋田県ですけれども、特にハード事業で実施している形になっておりまして、市町村や森林組合、林業事業体などが実施主体として実施しているという形になっています。

(齋藤健吾委員)

では、柵を打ったりとか、そういう内容で実施されているのですか。

(林業振興課：金澤主任主査)

緩衝帯のイメージを補足しますと、何か柵等を設置するというわけではなく、いわゆるやぶの刈り払い、見通しの確保ができるエリアを緩衝帯と言っており

ます。こういった野生動物対策の際にはよく使う用語ではあるのですが、一般的には少し馴染みがないかと思しますので、補足させていただきました。

(國崎貴嗣委員長)

ということで、金澤さんからあったように、見えにくいところで、ひそかに住宅地周辺まで野生動物が来ているということは結構普通なことだと思います。なので、野生動物がなかなか来づらいようにするために見通しをよくすることで、緩衝帯整備を追加していきたいという御提案でございます。

その他に御意見、御質問いかがでしょう。何でも結構です。どの項目でも結構ですので、よろしくお願いいたします。

特にございませつか。基本的にはいい見直しだと私も思っております。2つ目は、引き続き県産材利用というような項目を残せば、よりいいというところもありますけれども、一方で、この県民税は県民から貴重な税金をいただいてという形でやっており、国が森林環境税という形で、まさに今年度から国民から税金徴収して、それを財源として森林環境譲与税が各市町村に配られるというような形で、異なる目的ではあるけれども、税が複数取られていてという中で、やはり事業のすみ分けや分かりやすさというようなことも加味して考えていくと、昨年度の実績等を踏まえつつ、この県民税の事業からは削除していきたいということでございます。

また、事務局費についても従来から度々御意見があつて、もう少し拡充してもいいのではないかというような意見を踏まえた形で、いきなり大きく増額というよりは、他の事例も参考にしながら最大5万円以下というような形で、支援していくということで、拡充して様子を見ていくということは妥当なのかなと思っております。

ということで、今回の見直しはこれでよろしいでしょうか。

野口委員、よろしくお願いいたします。

(野口麻穂子委員)

3ページの注意事項のところの1のアの部分に「市町村が行う緩衝帯整備は除く」と書いてあるのはどうしてなのか気になりました。最初に「市町村が行う森林整備等による」と書いてあるのに、除くになっているのはなぜかと思ひまして。

(林業振興課：木村主事)

1の規定では、従前の森林整備活動を想定しているのですが、これとは別の形で、2の規定で緩衝帯整備を新しく項目をつくって分けるということで、区別を図

るといった意味合いがあります。1を整理する形で記載しております。

(野口麻穂子委員)

ありがとうございます。

(林業振興課：高芝技術主幹兼振興担当課長)

補足させていただきますと、1のアで示したものにつきましては、これまでも主に活動が行われてきた間伐や、森林体験をする場合の条件でございます。その場合は、この県民税の性格上、公益林などに限っていました。

一方で、今回追加しようとしている緩衝帯整備につきましては、どちらかという公益林かどうかというよりも、人里との境ということが重要視されるので、公益林で区切ってしまうことで逆に市町村が行おうとすることが限られてしまう可能性があるため、1からは緩衝帯は除いたという整理になっています。

(野口麻穂子委員)

分かりました。ありがとうございました。

(國崎貴嗣委員長)

稲村委員、よろしく申し上げます。

(稲村崇史委員)

お疲れさまです。緩衝帯整備について、追加で御質問なのですが、先程秋田の事例等を参考にしてということで、秋田はハード事業だったということですが、単純に岩手でハード事業ではなく、ソフト事業でという理由があればお聞かせいただきたいです。

また、ソフト事業となってくると、いわて里山地域協議会には私と平井先生が出向という形で行っていますけれども、そちらの森林・山村多面的機能発揮対策事業と少し被るようなイメージがあるので、そのすみ分けというのはどういった形で考えていらっしゃるのか、教えていただければと思います。

(林業振興課：高芝技術主幹兼振興担当課長)

まず、秋田でハード事業として実施しているということは事例として、条件面を参考とさせていただきました。県民参加の森林づくりということで、市町村が地域の中でどういった場所をやるべきかということを考えながら、市町村が実施主体となっていくこととなります。そこで担い手が地域の中で説明して

いく中で、県民の方が参加できるといったところにも理解を深めていただくということで、今回は県民参加の取組の中で整理をしていきたいというふうに考えてございます。

一方で、ハード事業としてやらないのかというような考え方もあるかとは思いますが、こちらにつきましては現在議論を深めていただいております令和7年度以降の取組の中で、鳥獣害の関係で様々御意見を頂戴しているところです。今回整理する県民参加の森林づくり促進事業で着手はしつつも、これからの議論を深めながら、ハード事業としてどうするかについては令和7年度以降の取組の中で考えていければとは思っております。完全なすみ分けという形にはなっていないかと思いますが、考え方としてはこういった整理になります。

(稲村崇史委員)

緩衝帯の整備であれば、恐らく県民参加というのは割とハードルとして高くなってしまうと思います。実務的な意味でハード事業もありつつ、県民参加という側面もある事業としてソフト事業をやるということであれば、そちらのほうがよりよいという感じはしました。御説明ありがとうございました。

(國崎貴嗣委員長)

ありがとうございます。

他はいかがでしょう。緩衝帯整備とかに限ったことではないのですが、県や自治体が主導してというふうにやっていく場合、その地域の住民の方が対立する形にもなりかねないので、最初の導入の部分で市町村が主導はしながらも、県民の方と意見交換しながら、その整備の在り方とかそういうことを検討していくという意味では、確かに県民参加で、まず取り組んでいくというのは悪くないことかとは思っております。

ということで、特に御意見等ないようであれば、今回のこの見直しについて了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

「異議なし」の声

(國崎貴嗣委員長)

ありがとうございます。

ということで、以上、議題の1はここまでにさせていただければと思います。